

2014年（平成26年）3月10日

株式会社読売新聞大阪本社

代表取締役社長 太田 宏 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎 省吾



〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-11
兵庫県母子会館2階C

TEL : 078-361-7201 FAX : 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕圓山茂夫（明治学院大学法学部）

TEL : 03-5421-5209

要 望 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

当法人は、新聞の訪問販売における契約書等について調査、検討をしており、会員から貴社の購読契約書を収集し、検討しました（なお、昨年12月、貴社の新聞販売店が現在使用している購読契約書の送付を依頼しましたが、ご送付いただけなかったため、検討した契約書は古い版である可能性はあります）。

この結果、改善を申し入れる事項はございませんが、下記の事項について、要望をいたします。

ご回答は、本書面の到達後1ヶ月以内に文書にていただくようお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

記

1. 記入漏れのない契約書を交付する件について

(1) 勧誘担当者による記入漏れ

当法人が会員から収集した「読売新聞購読申込契約書」及び「読売新聞購読契約書」につき、特定商取引法の必要事項が記入されて交付されているかを検討しました。その結果、商品の販売価格（月極購読料）が記入されていないもの、商品の代金の支払時期・方法が記入されていないもの、契約年月日が記入されていないもの、契約の締

結を担当した者の氏名が記入されていないものが見受けられました。

このため、販売店または勧誘担当者に対して、記入を徹底するよう改善指導されることを要望します。

(2) 販売業者の表示

当法人が会員から収集した「読売新聞購読申込契約書」の販売業者欄を見ると、読売センター（Y C）の屋号・住所・電話番号・代表氏名のゴム印が押されていますが、Y Cが個人経営なのか法人なのか判別できませんでした。特定商取引法施行規則第3条第1号は、販売業者が個人経営の場合は、個人の氏名・住所・電話番号を記載するように、販売業者が法人の場合は、法人の名称・住所・電話番号・法人代表者の氏名を記載するように求めています。

このため、販売店または勧誘担当者に対して、特定商取引法に従った記載をするよう改善指導することを要望します。

2. 契約書の旧版の使用中止の件

当法人が収集した契約書の中に、「読売新聞購読契約書」と「読売新聞購読申込契約書」の2種類がありました。前者が旧版、後者が新版と推測されます。

さて、平成24年に交付された「読売新聞購読契約書」がありましたが、これは、「クリーニング・オフのお知らせ」欄に、事業者が商品の使用利益を請求できない旨（配達された新聞代金を支払う必要がない旨）の記載が見当たりません。

貴社が、旧版（読売新聞購読契約書）を新版（読売新聞購読申込契約書）に切り換えた時期が分からぬいため断定はできませんが、新版に切り替えた後も、旧版が使用されることがないよう、旧版の回収などの措置を取られるよう、要望します。

3. 日本新聞協会と新聞公正取引協議会の「新聞購読契約に関するガイドライン」の徹底について

2013年11月21日、一般社団法人日本新聞協会と新聞公正取引協議会は「新聞購読契約に関するガイドライン」を作成し、下記のとおり発表しました。

記

新聞購読契約に関するガイドライン

日本新聞協会および新聞公正取引協議会は、新聞の途中解約に関する指針として2013年11月21日に「新聞購読契約に関するガイドライン」を策定しました。読者にやむを得ない正当な理由があれば、解約できることを定めています。

平成25年11月21日

日本新聞協会販売委員会

新聞公正取引協議会

新聞公正取引協議委員会

日本新聞協会、新聞公正取引協議会の会員各系統は、読者の新聞販売に対する信頼を維持・向上させるため、新聞公正競争規約、特定商取引法、新聞訪問販売自主規制規約を厳守するとともに、

読者から解約の申し出があった場合は読者の利益を一方的に害することのないよう、以下のとおり対応するものとする。

【解約に応じるべき場合】

以下に該当する場合は、読者の解約申し出に直ちに応じなければならない。また、新聞公正競争規約の上限を超える景品類の提供が行われていた場合、解約にあたって景品類の返還を請求してはならない。

ルールに基づく解約申し出である場合

- ・クーリングオフ期間中、書面による解約申し出があったとき

不適切な契約が行われていた場合

- ・威迫や不実告知など、不適切な勧誘を行ったとき
- ・新聞公正競争規約の上限を超える景品類の提供など、同規約に沿わない販売方法を行ったとき
- ・契約期間が自治体が定める条例等の基準を超過していたとき
- ・相手方の判断力が不足している状態で契約したとき(認知症の方など)
- ・相手方が本人や配偶者以外の名前で契約したとき

その他考慮すべき事情がある場合

- ・購読者の死亡、購読が困難になる病気・入院・転居など、解約が合理的だと考えられるとき
- ・未成年者との契約であったとき

【丁寧に話し合い解決すべき場合】

上記に該当しない、読者の都合による解約申し出があった場合、話し合いによって解決するものとする。申し出に応じる場合、解約の条件は両者の合意により決定する。ただし、契約事項を振りかざして解約を一方的に断ったり、過大な解約条件(損害賠償や違約金の請求など)を要求してはならない。読者の申し出の理由を丁寧に聞き、申し出の応諾や購読期間の変更など、お互いが納得できる解決を図らなければならない。

以上

今後、貴社は、貴社の新聞販売店が上記ガイドラインを遵守するよう徹底されて、勧誘や解約に関するトラブルの発生を防止されるように要望いたします。